

新旧対照表

○長野市個人情報保護条例

新	旧
<p style="text-align: center;">長野市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成3年8月30日 長野市条例第32号</p> <p>第1条～第38条 略 (個人情報保護審査会)</p> <p>第39条 第37条第1項の審査、第7条第4項、第13条第3項第3号及び第35条第2項の審議並びに個人情報保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に関する事項についての建議を行うため、長野市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第40条～第56条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第6条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「保有しているときは」とする。</p> <p>3～7 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">長野市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成3年8月30日 長野市条例第32号</p> <p>第1条～第38条 略 (個人情報保護審査会)</p> <p>第39条 第37条第1項の審査、第7条第4項、第13条第3項第3号及び第35条第2項の審議並びに個人情報保護に関する事項についての建議を行うため、長野市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第40条～第56条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第6条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「保有しているときは」とする。</p> <p>3～7 略</p>